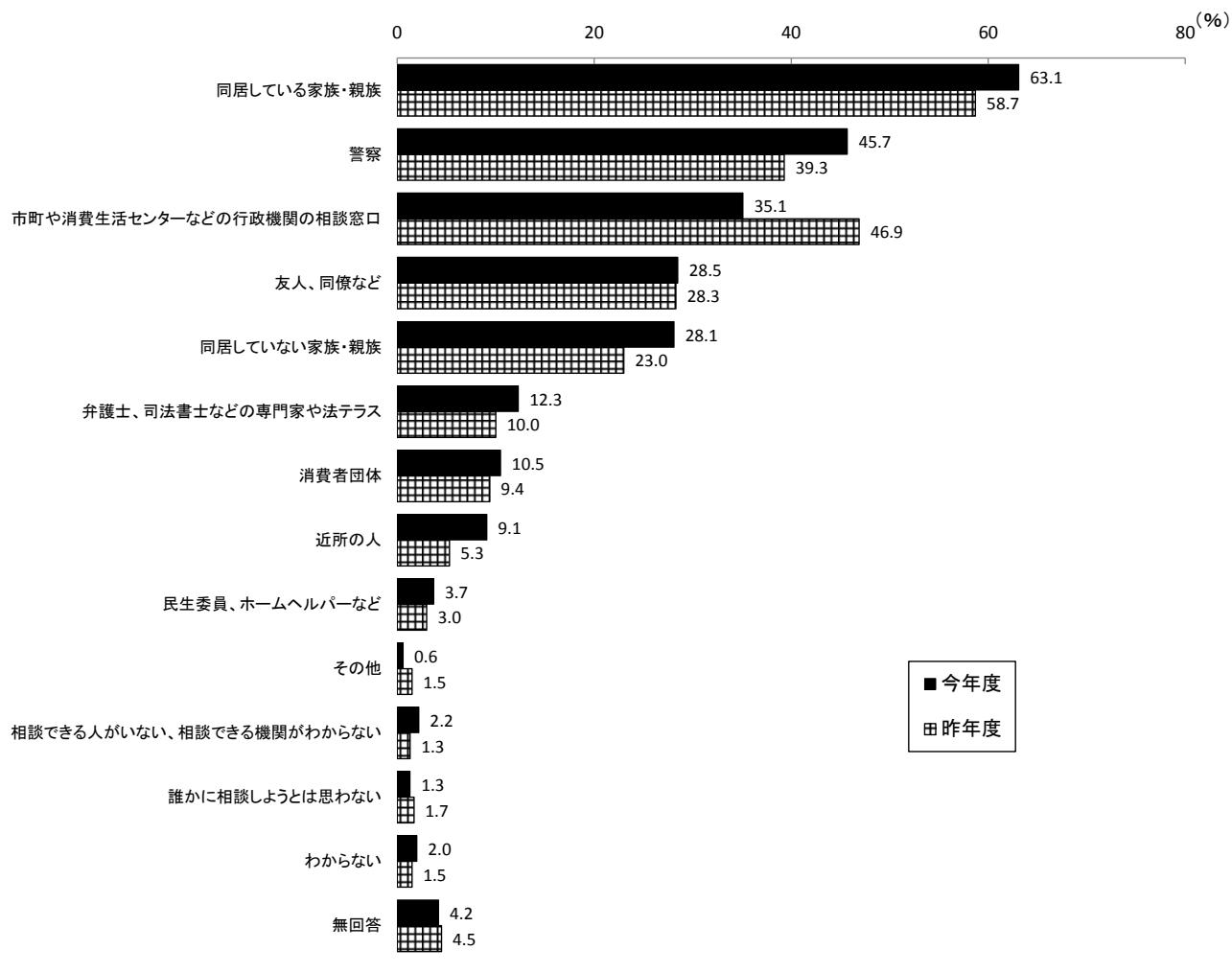


## 7. 消費生活に関することについて

### 7-1. 被害を受けた時の相談相手

Q7-1 あなたは、強引な勧誘や詐欺的な勧誘を受けた場合や、そのような勧誘により契約を締結してしまった場合、誰に相談しようと思いますか。(〇はいくつでも)



被害を受けた時の相談相手について、「同居している家族・親族」が63.1%と最も高く、次いで「警察」が45.7%、「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が35.1%、「友人、同僚など」が28.5%の順となっている。昨年度と比較すると、「同居している家族・親族」が4.4ポイント、「警察」が6.4ポイント、「同居していない家族・親族」が5.1ポイント上昇し、「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が11.8ポイント低下している。